

防府市議会は、市長その他の執行機関を監視・けん制するだけでなく、政策提言・立案機能や調整能力を高め「幅広く市民の意思を反映する」という議会の役割を果たすため、「市民に開かれた議会」・「市民と協働する議会」を目指しています。

議会自らが不断の改革を続けることで、市民から信頼され、市民の幸せを実現する議会となることを決意し、平成22年に「防府市議会基本条例」を制定しました。

ここでは、議会基本条例に基づく改革の一覧を掲載しています。

## 議会基本条例に基づく議会改革 一覧表

令和4年3月

No.	該当条文	項目	進捗状況又は実績
1	第7条	議会報告会 議会概要報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度から開催中止。資料のみ作成し、地域自治会連合会長、自治会長・町内会長に配付、議会ホームページに掲載</li> <li>・議会概要報告会も令和2年度から開催なし</li> <li>・議会報告会の在り方の見直し</li> <li>・報告会形式から意見交換会形式に変更予定</li> </ul>
2	第7条	議案に対する賛否の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録、議会ホームページ及び議会だよりに掲載（平成23年3月議会から）</li> </ul>
3	第7条	インターネット中継 メールサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問をライブ及び録画中継（平成23年6月議会から）全ての本会議に拡大（平成24年6月議会から）</li> <li>・防府市メールサービスの項目に「議会情報」を追加し、情報配信（平成30年4月から）</li> </ul>
4	第7条	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会会議録を議会ホームページに掲載（令和3年6月の委員会から）</li> </ul>
5	第9条	議会懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体、市民からの申込み等による懇談会（令和3年度2件・防府市聴覚障害者福祉会、防府市シルバー人材センター）</li> <li>・議会が出向き実施する懇談会もできるようにしている</li> </ul>
6	第10条	質問席の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問席を新たに設け、一般質問において執行部と対面で実施（平成23年6月議会から）</li> </ul>
7	第12条	決算資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算の成果報告書の記述をより詳細にするよう求める（平成24年度決算から）（委託先の業者名、事業箇所、内訳、歳入、財政分析など）</li> </ul>
8	第12条	予算参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算参考資料は事業別の説明書とし、財源等の記載を求める（平成24年度予算から）</li> </ul>
9	—	予算委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算は、議長を除く全議員を構成員とする予算常任委員会を設置（平成24年6月議会から）</li> </ul>

No.	該当条文	項目	進捗状況又は実績
10	第14条	議員間討議	・議会の審議を深めるため、議員間で議論（委員会で実施）
11	第18条	政務活動費	・平成29年度以降の収支報告書（領収書含む）を情報公開請求制度によらず、誰でも閲覧可能（平成30年6月から）
12	第19条	議会改革推進協議会	・議会改革を継続的に取り組む組織として開催（令和3年度11回）
13	第21条	議員研修会	・コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
14	第26条	ICTの活用	・タブレット端末導入、議会関連資料などを電子データにより共有するための環境を整備（令和4年1月から使用開始）
15	第27条	政治倫理	・議員政治倫理条例を改正し、誓約書の提出を義務化（令和2年3月議会）
16	第31条	条例の見直し	・議会基本条例の改正（平成24年3月議会・平成28年3月議会・令和2年3月議会・令和4年3月議会）

## その他

視察受け入れ	・議会改革に関する他市議会からの視察受け入れ（令和2年度から受け入れなし）
手話通訳	・本会議での手話通訳を希望される方へ対応するため、議会手話通訳実施要綱を制定（平成30年6月議会から） ・令和2年9月議会 一般質問にて実施
意見箱の設置	・広聴機能の充実・強化を図るため、議会意見箱設置要綱を制定し、議会棟1階及び3階傍聴席へ意見箱を設置（平成30年4月から）
欠席事由の明文化	・標準市議会会議規則の改正に伴い、女性議員の産休期間の明記、議員の本会議や委員会への欠席事由での「育児」「看護」「介護」などを明文化（令和3年4月から）
押印の廃止	・議会の押印を求める手続きの見直しを行い、関係条例、要綱の改正を行う（令和3年4月から）